参考資料４

関係参考資料

令和６年９月26日
個人情報保護委員会事務局

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定、令和4年4月1日一部変更）

■ 政府は、**個人情報の保護に関する法律第７条**の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」を策定（**個人情報保護委員会で案を作成**の上、**閣議決定**）。

■ 政府として、**官民の幅広い主体**が、基本方針に則して、**個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請・推進**。平成16年４月の策定以降、これまで累次の一部変更を実施。

■ **令和２年改正法及び令和３年改正法の施行等**に伴い、第196回個人情報保護委員会（令和４年１月）で決定した「見直しの方針」に関するパブリックコメントも踏まえ、**新たな基本方針について、令和４年４月に閣議決定**。

第７条 政府は、**個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない**。

２　基本方針は、**次に掲げる事項について定める**ものとする。

一　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四　独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五　地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六　第16条第２項に規定する個人情報取扱事業者、同条第５項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第６項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第１項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

３ 内閣総理大臣は、**個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定**を求めなければならない。

４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、**基本方針を公表**しなければならない。

５ 前二項の規定は、**基本方針の変更について準用**する。

個人情報の保護に関する基本方針の概要

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（1）個人情報等をめぐる状況

（2）法の基本理念と制度の考え方

① 個人情報の保護と有用性への配慮

② 法の正しい理解を促進するための取組

（3）国際的な制度調和と連携・協調

（4）サイバーセキュリティ対策の取組

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力

④ データガバナンス体制の構築

（5）経済安全保障の観点からの対応

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（1）各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

② 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

（2）個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組

① 国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築

② DFFTの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

③ 国際動向の把握

④ 国境を越えた執行協力体制の強化

（3）個別の事案等への対応

① 個別の事案への対応

② サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応

（4）広報・啓発、情報提供等に関する方針

（5）個人情報保護委員会の活動状況等の公表

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

（2）広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

② 地方公共団体の部局間の連携・協力

（3）国・地方公共団体の連携・協力の在り方

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項

（2）仮名加工情報取扱事業者が取り扱う仮名加工情報及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項

（3）認定個人情報保護団体に関する事項

① 認定個人情報保護団体に期待される役割

② 個人情報保護指針等の策定・見直し等

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

（1）各主体自らによる取組の在り方

（2）認定個人情報保護団体の取組の在り方

（3）地方公共団体における取組の在り方

（4）個人情報保護委員会における取組

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

（1）個人情報保護委員会の体制強化

（2）いわゆる３年ごと見直し規定による検討

基本方針（抜粋）：１(１)個人情報等をめぐる状況

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

１　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
（１）個人情報等をめぐる状況

近年、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドサービスや５Ｇ等のデジタル技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化している。このような**データや技術が官民や地域の枠又は国境を越えて利活用されることにより、官民双方のサービスの向上や、地域の活性化、新産業・新サービスの創出、国際競争力の強化や我が国発のイノベーション創出が図られることが一層期待**されている。

また、新型コロナウイルス感染症対応に伴う新しい生活様式の進展と相まって、地域、国境や老若男女問わず、様々な個人や業種・業態の事業者等がデジタル社会に参画し、生命、身体、財産といった、人や組織の具体的な権利利益に直接関わるデータが、量的にも質的にも、これまで以上に生成・流通・蓄積・共有等されている。

特に、**個人に関する情報**（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報。以下「個人情報等」という。）**については、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となってきており、その利用価値は高いとされ、従前にもまして、幅広く取り扱われるようになってきている**。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、政策や事業活動等においても、データ倫理や人間中心のＡＩという考え方や、プライバシーガバナンスの構築、プライバシー強化技術（ＰＥＴ）の開発や実装が広まっている。

これに対し、顔識別・認証技術、ＡＩ等の高度なデジタル技術を活用して行われる個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定（いわゆるプロファイリング）、さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、**ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっている**。そして、自分の個人情報等が悪用されるのではないか、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってほしいなどの**個人の不安感が引き続き高まっている**。

加えて、経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増えており、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念や地政学的緊張等が世界的に顕在化してきている。その中にあって、**データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通を促進することが一層求められている**。

基本方針（抜粋）：1(2)法の基本理念と制度の考え方①

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

1　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
（２）法の基本的理念と制度の考え方

法第３条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、**個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきこと**を示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下「各主体」という。）においては、この**基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要**がある。

①　個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第３条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としている。他方、**デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮**しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、**個人情報の保護と適正かつ効果的な活用**のバランスを考慮した取組が求められる。

基本方針（抜粋）：1(２)法の基本理念と制度の考え方①

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

1　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
（２）法の基本的理念と制度の考え方（つづき）

②　法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、**社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐ**ためには、個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解が不可欠である。

国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。

（略）

③　各主体の自律的な取組と連携・協力

デジタル社会においては、官民や地域の枠又は国境を越え、業種・業態を問わず、あらゆる分野において、デジタル技術を活用した多種多様かつ膨大な個人情報等が広く利用されるようになっている。

このため、**法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定める**とともに、**各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待**している。

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、**国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべき**ことを定めるとともに、**個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任**を有する仕組みを採っている。こうした複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である。

基本方針（抜粋）：１(２)法の基本理念と制度の考え方②

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

１　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
（２）法の基本的理念と制度の考え方（つづき）

④　データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、**透明性と信頼性の確保**が特に重要である。

各主体においては、**政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確**にし、それらを**わかりやすく、丁寧に説明**することが重要になる。そのためには、解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、**ＰＩＡ（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法**を用いることや、**ＣＰＯ（最高プライバシー責任者）やＤＰＯ（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置**すること等が有効であり、これらによる**データガバナンスの体制を構築**することが重要である。

⑤　個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和２年改正法及び令和３年改正法で強化された、**各主体による個人に対する情報提供・説明義務の履行**や、**個人から各主体に対する各種請求権の行使**等を通じて、個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。（略）各主体においても、個人に寄り添った取組が進められることが重要である。

基本方針（抜粋）：２　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

２　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
（１）各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

①各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

（略）複雑化する社会的課題の解決のため、各行政機関においては、裾野が広く、多様なデータの利用を伴う政策の必要性が高まっている。このため、**各行政機関が個人情報等を自ら保有し、又は、他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合**には、**法を基盤的なルールとしつつ、個別の政策目的や、そこで取り扱われる個人情報等の内容や性質を踏まえ、法の目的であるプライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組むことが重要**である。

以上の取組を適切に推進するため、**個人情報保護委員会においては、専門的かつ分野横断的な知見等を踏まえつつ、各行政機関と連携・協力**するものとする。（略）

③官民や地域の枠を超えて各主体が取扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及びこども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われることとなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、**個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用**を行う必要がある。そのため、**個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要**である。**個人情報保護委員会においては、法の規律が全ての政策や事業活動等に共通する必要最小限のものであるという観点から、必要な情報提供や助言等を行う**ものとする。（略）

基本方針（抜粋）：８　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/）

８　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
（１）個人情報保護委員会の体制強化

個人情報等を取り扱う各主体が、官民や地域の枠又は国境を越えて連携し、データ利活用がどの各主体においてもますます必要になり、取り扱う個人情報等が量的にも質的にも増大・多様化している。その結果、**個人の権利利益に対するリスクが多様化していることも背景として、個人情報等の取扱いに関する各種政策が、国及び地方双方の行政主体により、同時かつ複合・重畳的に実施**されるようになっている。

個人情報保護委員会においては、**個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整**や監視・監督等**の役割を果たす**ことが求められており、**安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制強化を進める**ものとする。

８　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
（２）いわゆる３年ごと見直し規定による検討

個人情報保護委員会は、法附則（令和２年法律第44号）第10条に基づき、**個人情報の保護に関する国際的動向、デジタル技術の進展、それに伴う個人情報等を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案**し、**法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる**ものとする。

個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則

（令和４年５月25日個人情報保護委員会）

- 「**個人情報の保護に関する基本方針**」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法第４条及び第129条第１号等の規定に基づき、**各府省等の国の行政機関が、公的部門及び民間部門の各主体による個人情報等の取扱いに関係する政策**（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）**を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示す**もの。
- 「**プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告**」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の**7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに関係する政策の企画立案・実施に取り組むことが期待**。

1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性
2. 個人情報等の取扱いに関する適法性
3. 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性
4. 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性
5. 個人情報等の取扱いの安全性
6. 個人情報等に係る本人関与の実効性
7. 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

（参考）個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則①

（令和４年５月25日個人情報保護委員会）

1.個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- **政策目的を明確にした上で、政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否かを検討**した上で取り組むことが重要。
- その上で、**個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし**、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で**相当であるか否かを検討**した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

2.個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記１の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、**共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否かを検討**した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、**政策分野に特有の事情**（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、**個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組む**ことが重要。
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることが重要。

3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- 個人情報等の取扱いに関係する政策の企画立案・実施に当たっては、**政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、利用目的が政策目的と関連するものであるか否かを検討**した上で取り組むことが重要。
- 個人情報等について、違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施することが必要。

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf）

（参考）個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則②

4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。（略）

5.個人情報等の取扱いの安全性

- 上記４を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況（取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。）、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、**必要かつ適切な安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等）を検討した上で取り組む**ことが重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人に寄り添った取組が重要。（略）

7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、**全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方**が重要。
- 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、**本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築**が重要。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、認定個人情報保護団体制度の活用や、新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否かを検討**した上で取り組むことが重要。

【出典】個人情報保護委員会ウェブページ（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf）

IMD世界デジタル競争力ランキング

IMD世界デジタル競争力ランキング

〇スイスのビジネススクールの国際経営開発研究所（IMD）が策定・公表しているデジタル競争力ランキング
〇デジタル競争力に影響を与える要因を「知識」、「技術」、「将来の備え」の３つに分類し、各要因に３つのサブ要因を設定、サブ要因の中の54の基準・指標に基づいて算出される。（※１つのサブ要因が約11%の貢献）
〇各指標を計算するためのデータは、国家・国際機関等の統計及び各国の企業役職員への調査結果に基づき測定

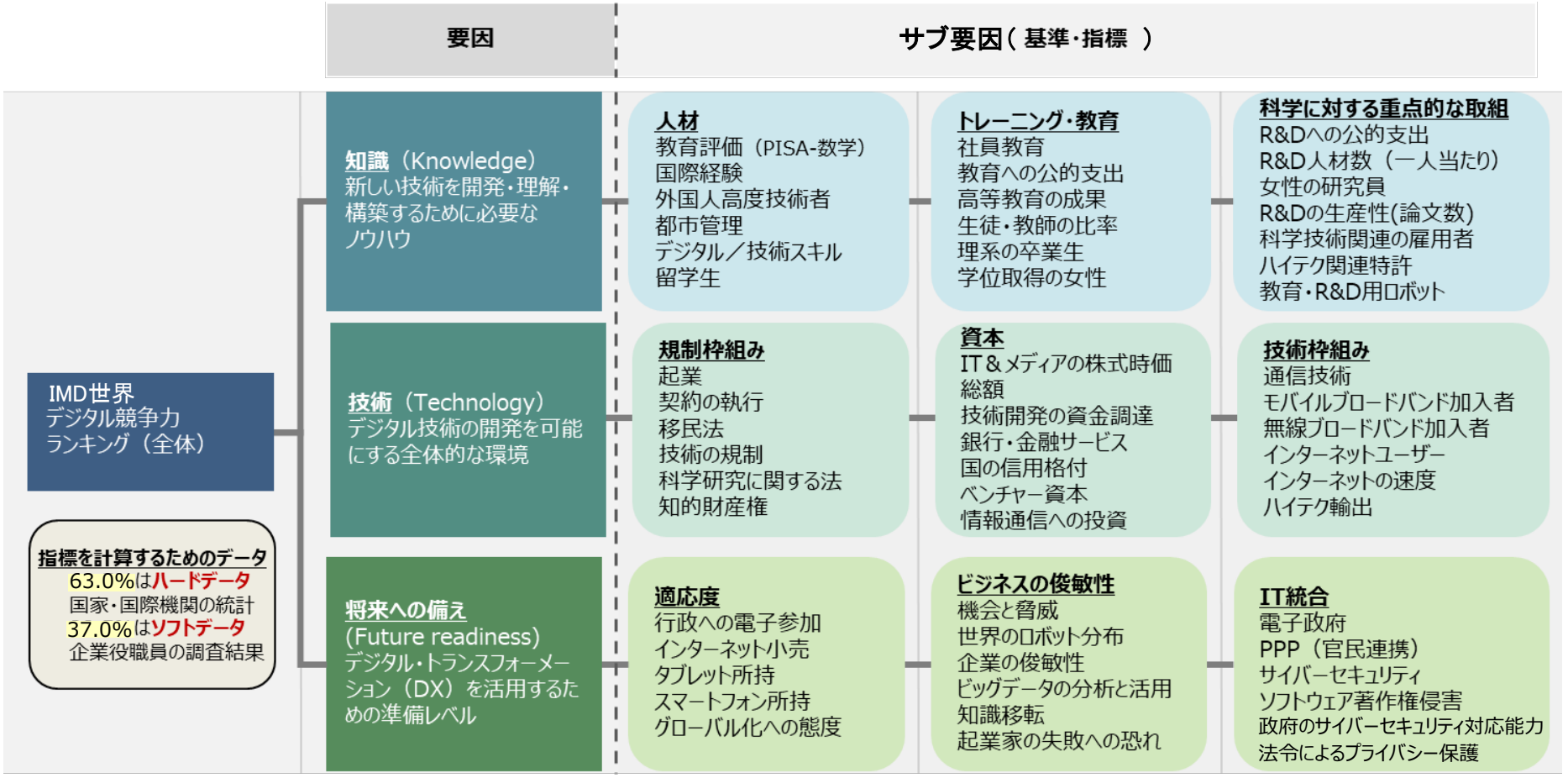

（出典）総務省（2021）「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」をもとに一部修正

IMD世界デジタル競争力ランキング2023年版

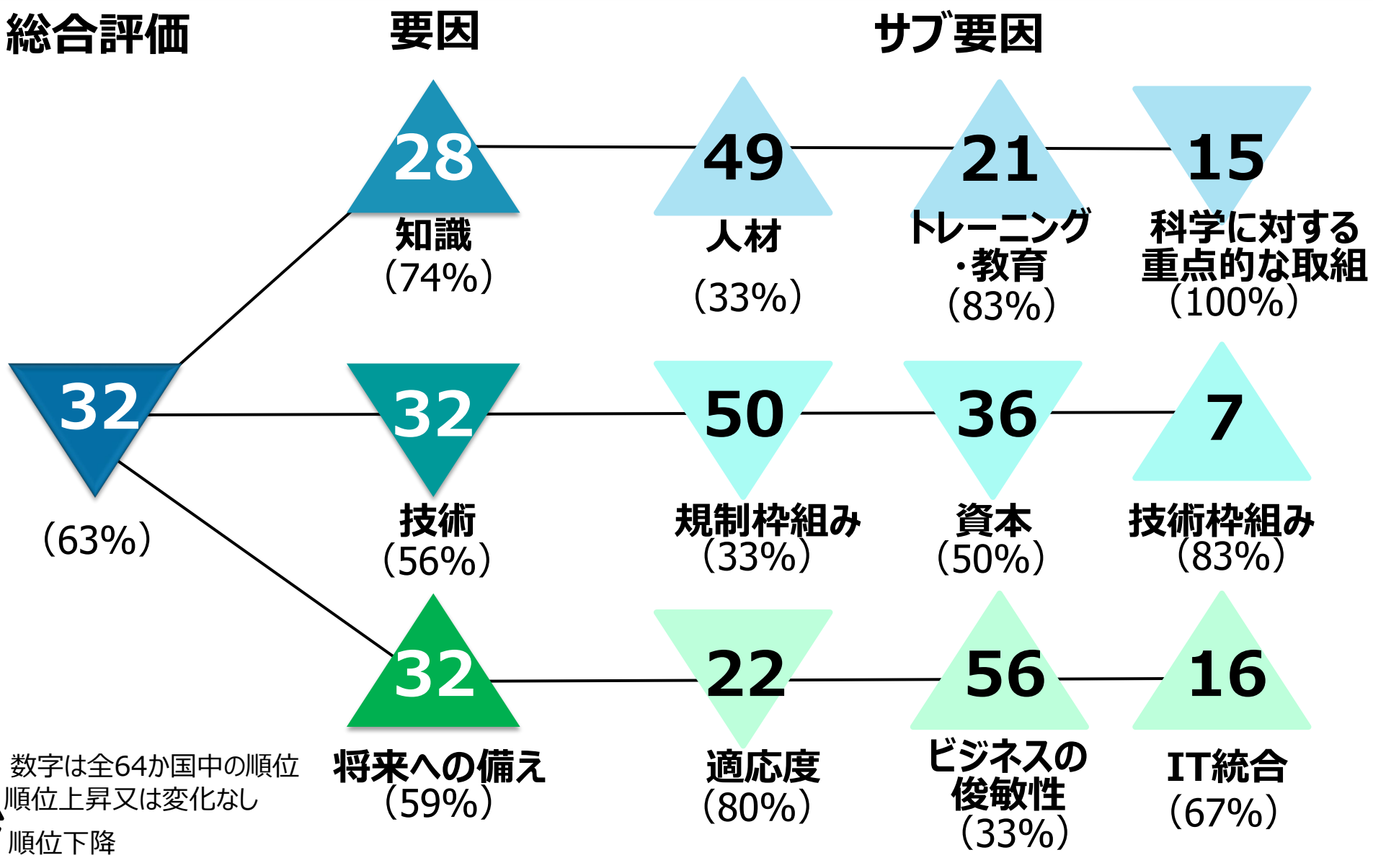

（注）数字は全64か国中の順位
△順位上昇又は変化なし
▽順位下降
(　)内は、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標の割合

（出典）IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

要因①：知識

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
人材	46	46	47	50	49
トレーニング・教育	19	18	21	21	21
科学に対する重点的な取組	11	11	13	14	15

人材	順位
教育評価（PISA-数学）	5
▶国際経験	64
外国人高度技術者	54
都市管理	9
▶デジタル/技術スキル	63
留学生	27

トレーニング・教育	順位
社員教育	35
教育への公的支出	53
高等教育の成果	6
▶生徒・教師の比率	3
理系の卒業生	39
学位取得の女性	6

科学に対する重点的な取組	順位
R＆Dへの公的支出	6
R＆D人材数（一人当たり）	20
女性の研究員	57
R＆Dの生産性（論文数）	16
科学技術関連の雇用者	39
ハイテク関連特許	6
教育・R＆D用ロボット	6

▶ 全般として最も弱いもの
▶ 全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典）IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

要因②：技術

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
規制枠組み	42	44	48	47	50
資本	37	33	37	32	36
技術枠組み	2	5	8	8	7

規制枠組み	順位
起業	44
契約の執行	35
移民法	62
技術の規制	49
科学技術に関する法	48
知的財産法	34

資本	順位
IT＆メディアの株式時価総額	10
技術開発の資金調達	43
銀行・金融サービス	42
国の信用格付	30
ベンチャー資本	39
情報通信への投資	44

技術枠組み	順位
通信技術	26
モバイルブロードバンド加入者	19
▶ 無線ブロードバンド加入者	2
インターネットユーザー	20
インターネットの速度	11
ハイテク輸出	24

▶ 全般として最も弱いもの
▶ 全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典） IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

要因③：将来への備え

サブ要因	2019	2020	2021	2022	2023
適応度	15	19	18	20	22
ビジネスの俊敏性	41	56	53	62	56
IT統合	18	23	23	18	16

適応度	順位
▶行政への電子参加	1
インターネット小売	17
タブレット所持	32
スマートフォン所持	55
グローバル化への態度	46

ビジネスの俊敏性	順位
▶機会と脅威	62
▶世界のロボット分布	2
▶企業の俊敏性	64
▶ビッグデータの分析と活用	64
知識移転	43
起業家の失敗の恐れ	36

IT統合	順位
電子政府	14
PPP（官民連携）	41
サイバーセキュリティ	43
▶ソフトウェア著作権侵害	2
政府のサイバーセキュリティ対応能力	24
法令によるプライバシー保護	11

▶全般として最も弱いもの
▶全般として最も強いもの

※ 網掛けは、**ハードデータ**（国家・国際機関の統計）を用いる指標

（出典） IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））

（参考）指標を計算するためのデータ

54の指標を計算するために用いられるデータ

ハードデータ（国家・国際機関の統計）を用いる指標 （34の指標：63.0%）	例：教育評価（PISA-数学）、教育への公的支出、 R＆Dへの公的支出、起業、情報通信への投資 無線ブロードバンド加入者、インターネットの速度　等
ソフトデータ（企業役職員の調査結果）を用いる指標 （20の指標：37.0%）	例：国際経験、デジタル/技術スキル、グローバル化への態度、 機会と脅威、企業の俊敏性、ビッグデータの分析と活用、 知識移転、サイバーセキュリティ　等

「将来への備え－ビジネスの俊敏性」の指標を計算するために用いられるデータ

指　標	データの種類	
機会と脅威	各国の企業役職員への調査	企業は機会と脅威に迅速に対応するのが非常に得意か
世界のロボット分布	国家・国際機関等の統計	世界のロボットにおけるシェア（%）
企業の俊敏性	**各国の企業役職員への調査**	企業が俊敏（アジャイル）であるか
ビッグデータの分析と活用		**企業がその意思決定をサポートするために、ビッグデータと分析を上手く活用しているか**
知識移転		企業と大学の間で知識移転が高度に発達しているか
起業家の失敗の恐れ	国家・国際機関等の統計	失敗を恐れることがビジネスを立ち上げることを妨げると思われる比率（%）

IMD世界デジタル競争力ランキング2023（国際経営開発研究所（IMD））を基に作成

サイバーセキュリティ関係省庁・機関との連携

個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する基本方針」、「個人データの漏えい等の事案への対応に際しての情報セキュリティ関係機関との連携について」（平成29年５月26日第38回個人情報保護委員会）　等に基づき、関係省庁及びサイバーセキュリティ関係機関と緊密に連携。

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定、令和４年４月１日一部変更）（抄）

１　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（4）　サイバーセキュリティ対策の取組

サイバー攻撃の高度化、サイバーセキュリティに関するリテラシーや人材の不足、クラウドサービスの普及、グローバルなサプライチェーンの複雑化、国家の関与が疑われる攻撃等による国家安全保障上への課題に発展する事態の顕在化等のリスクが高まってきている。

以上のリスクを的確に把握し、サイバー空間における不確実性の制御や不安感の払拭に対応していくことが重要であり、あらゆる個人、分野や地域等において、サイバーセキュリティの確保が必要とされる時代が到来している。このような中、個人情報等の漏えい等のリスクを軽減するためには、各主体の自律的な取組（自助）のみならず、各主体の連携・協力（共助）及びそれらの基盤となる公助を通じた多層的な取組が重要である。

２　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（3）　個別事案への対応

②サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応

サイバーセキュリティ対策の観点から、個人情報保護委員会は、各主体が取り扱う保有個人データや個人データの外部からの不正アクセスやランサムウェア等のサイバー攻撃等による漏えい等の未然防止や被害の拡大防止等のリスク低減、漏えい等事態への適切かつ迅速な対応を図るため、NISC等の関係省庁等及びサイバーセキュリティ関係機関と緊密に連携する。

「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」の設置について（抄）

（平成29年５月26日　関係機関・関係省庁申合せ）

１　趣旨

（前略）平成29年５月30日の改正個人情報保護法の施行により、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等の監督を一元的に行うことから、第38回個人情報保護委員会において、個人情報取扱事業者により外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が適切に実施されるよう、個人情報保護委員会事務局と情報セキュリティ関係機関との連携を実施することが決定された。

当該決定を踏まえ、個人情報保護委員会事務局、関係機関及び関係省庁間での円滑かつ効果的な連携及び協力の実施に資するよう、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」を設置するものである。

第236回個人情報保護委員会　資料5　抜粋　（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230315_shiryou-5.pdf）

サイバーセキュリティ関係省庁・機関との連携強化と覚書締結

●令和５年３月に、関係省庁及びサイバーセキュリティ関係機関との**連携の仕組み**（役割、対応フロー、連携の手法、留意点等）の全体像について、「**セキュリティインシデント発生時**における連携の在り方」と「**平時**における連携の在り方」に分けたうえで、より**具体的に整理・明確化・共有**。
●同月に、**内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）、警察庁サイバー警察局、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）**と、それぞれ個別に**覚書を締結**。

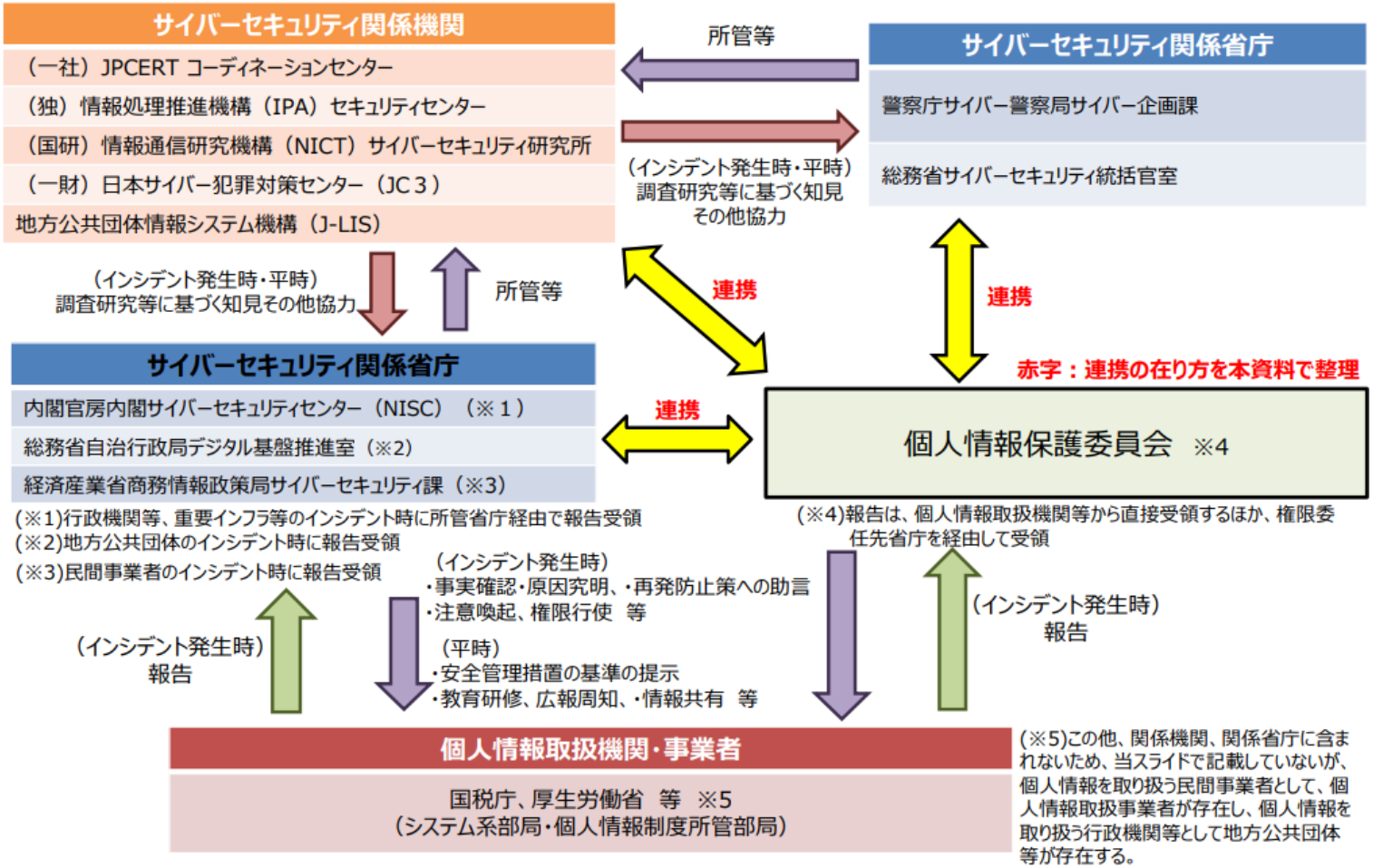

第236回個人情報保護委員会 資料5 抜粋（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230315_shiryou-5.pdf）